

令和8年度版

日向市
生活排水（し尿・浄化槽汚泥）
処理実施計画



日向市環境政策課

■ 基本事項

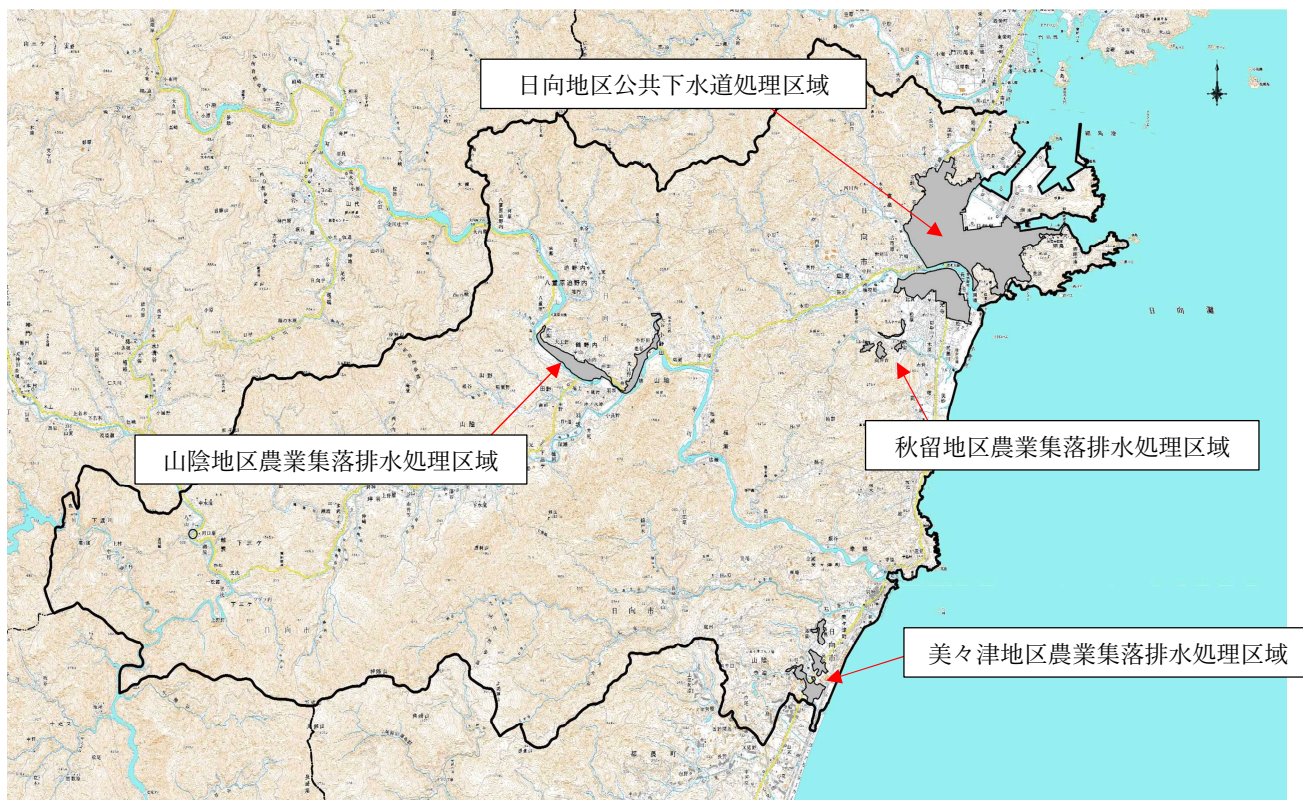
(1) 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物に関する法令等の規定に基づき、生活環境保全及び生活排水（し尿・浄化槽汚泥）の適正で効率的な処理を図ることを目的に、令和8年度の本市の生活排水処理に関する必要な事項を定めるものです。

(2) 計画の区域・処理主体

本市の区域内全域（日向地区・東郷地区）

※ 下水道区域及び農業集落排水区域以外が計画区域です。



■ 処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	主体	対象地区
公共下水道	し尿、生活雑排水	市（下水道課）	公共下水道認可区域
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等	公共下水道認可区域外
単独処理浄化槽	し尿	個人等	公共下水道認可区域外
農業集落排水	し尿、生活雑排水	市（下水道課）	秋留地区、美々津地区、山陰地区
財光寺汚泥処理場	し尿、浄化槽汚泥	市（環境政策課）	市内全域（計画区域）

(3) 計画の期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで 1年間の計画

(4) 生活排水処理人口等の推計

人口減少等の影響により、各項目の数値は減少傾向にありますが、突発的な大規模施設の管理により浄化槽汚泥の収集量は増加しています。

区分	令和6年度 (実績)	令和7年度 (推計)	令和8年度	
			推計	前年度比 (%)
総人口 (住基人口) A	57,504 人	56,673 人	55,776 人	98.4%
公共下水道人口 B	32,064 人	31,920 人	31,771 人	99.5%
農業集落排水人口 C	2,078 人	2,049 人	2,012 人	98.2%
合併処理浄化槽人口 D	13,302 人	13,002 人	12,615 人	97.0%
非水洗化人口 A-B-C-D	10,060 人	9,551 人	9,034 人	94.6%
処理人口率(%) B+C+D/A	82.5	82.9	83.2	+0.3pt
収集量合計	20,469k ℓ	20,479k ℓ	20,398k ℓ	99.6%
くみ取りし尿	2,278k ℓ	2,148k ℓ	2,014k ℓ	93.8%
浄化槽汚泥	18,191k ℓ	18,331k ℓ	18,384k ℓ	100.29%

※ 総人口は、各年度3月31日現在の住民基本台帳人口及び推計値

※ 非水洗化人口は、単独浄化槽人口及びくみ取り人口の合計順次

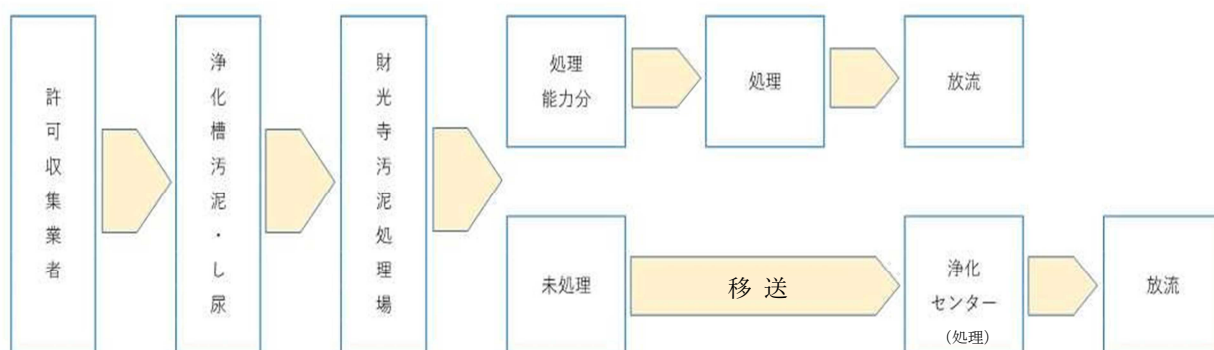
※ 令和8年度の数値は、令和6年度の実数値及び令和7年度の推計値を基に算定したものです。

■ し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 基本的な処理体系



【 処理フロー 】



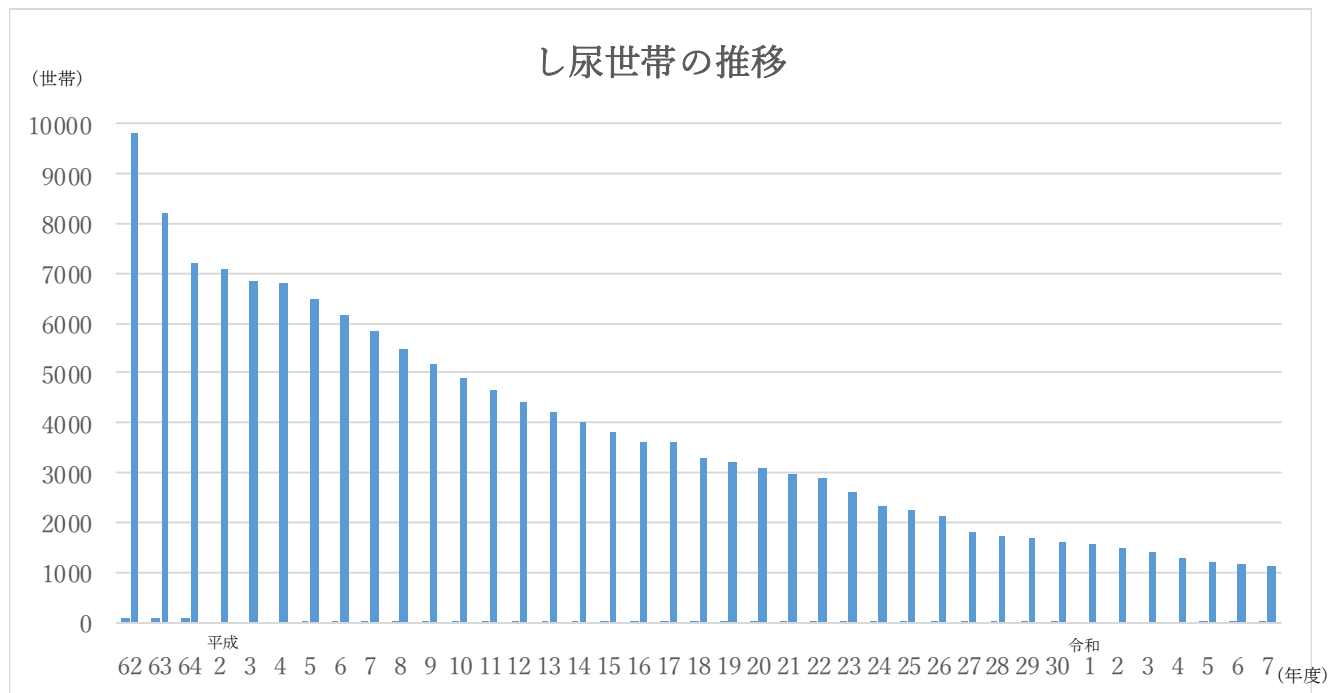
令和 5 年度の財光寺汚泥処理場 (処理量: 24kℓ / 日 (運用は 30kℓ / 日)) の搬入量は 56.9kℓ で、処理能力を上回る分は、隣接する浄化センターへ移送し処理を行っています。

(※国に「目的外使用承認」の許可をとり、暫定的な運用を実施しています。)

(2) し尿・浄化槽汚泥量の状況

し尿の収集量（し尿世帯）については、下図のとおり年々減少傾向にあります。その理由として、公共下水道事業による污水管の接続や家屋の新築に伴う浄化槽設置（水洗化）及び人口減少、更には空き家の増加が原因です。令和8年1月期のし尿世帯は約1,120世帯になっています。

浄化槽汚泥については、微増傾向にあります。



(3) 収集運搬

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の規定により、本市が許可する一般廃棄物（し尿・汚泥）収集及び運搬業の許可業者2社が行っています。

収集体制については、現行の許可業者の2社で十分に対応可能であり、安定かつ適正な収集・運搬が維持できており、新規での許可については不要と判断します。

許可番号	許日環し尿第 2301 号
住所	児湯郡都農町大字川北 4989 番地 1
氏名	有限会社 都農町衛生公社 代表取締役 森 高広
車両等	運搬車両：バキューム車 6 台
収集区域	幸脇・遠見・飯谷・余瀬・鹿場・田の原・丸山・長崎・鶴戸木・寺迫・美々津 地区

許可番号	許日環し尿第 2302 号
住所	日向市大字財光寺 1131 番地
氏名	株式会社 日向衛生公社 代表取締役 春山 晃久

■ 適正処理等の推進計画

(1) 適正処理の推進

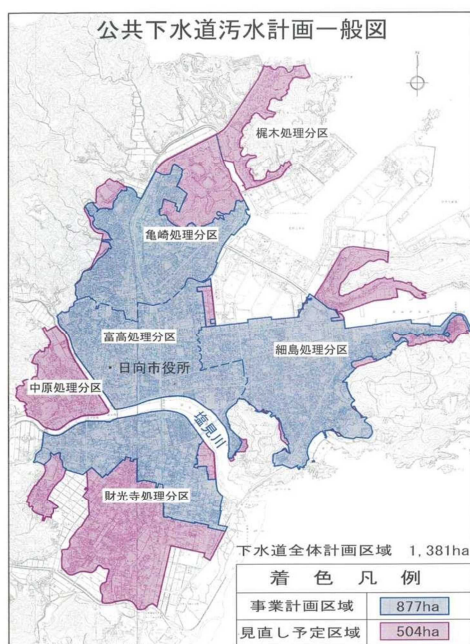
行政と一般廃棄物（し尿・汚泥）収集及び運搬業の許可業者 2 社との連携を深め、本事業の適正な処理・維持を推進するとともに、財光寺汚泥処理場の維持管理を継続し、安定的な運用の徹底を図ります。

(2) 財光寺汚泥処理場の運用の共同化

財光寺汚泥処理場の老朽化及び処理能力の問題から、持続可能で効率的な運用を目的に、し尿処理施設と公共下水道施設との統廃合（共同化）計画を進めており、令和 11 年度の供用開始を目指します。

令和 4 年度（2022 年度）	基本計画
令和 5 年度（2023 年度）	公共下水道全体計画区域見直しの諸手続き
令和 6 年度（2024 年度）	基本設計
令和 7 年度（2025 年度）	発注要求水準書作成
令和 8 年度（2026 年度）	実施設計
令和 9～10 年度（2027～2028 年度）	建設及び解体工事
令和 11 年度（2029 年度）	供用開始

(3) 合併処理浄化槽設置の推進



令和 5 年度、公共下水道事業の計画区域の見直し・縮小を図り、全体計画区域が 1,381ha から 877ha（504ha の計画減）になりました。

このことを受け、本市の方針として公共下水道事業計画を見直した区域においては、「日向市浄化槽設置整備補助金」を活用し、合併処理浄化槽の転換を促進することとし、宮崎県生活排水対策総合基本計画における本市の生活排水処理人口処理率の目標（令和 12 年度 89.1%）達成に向け、合併処理浄化槽の拡充を図っていきます。

(4) 浄化槽施設の撤去に係る啓発活動

家屋の撤去に伴い、既存浄化槽の取扱について不適切に処理されている事例が発生していたことから、不適正処理を未然に防ぐ対策として、設置者や家屋解体業者等に対し、行政窓口等でチラシを活用した啓発活動を徹底し、浄化槽撤去時の適正処理の周知を図ります。

浄化槽撤去に伴い、浄化槽法第11条の3の規定により義務づけられている「浄化槽使用廃止届」の提出も同様に啓発を強化します。

建築物を撤去（除却）するときは

浄化槽の清掃は必ず実施してください！

浄化槽汚泥は、適正処理が義務付けられた一般廃棄物になります。
建築物を撤去する際、浄化槽内に汚物が残ったまま除却行為が行われたケースがあり、生活環境の悪化につながるほか、法律違反（不法投棄）になる可能性もあります。（罰則規定あり）
解体を依頼された業者の方々へ、施主の方に説明し、適正な浄化槽の処理にご協力ください。



【処理のフロー】

浄化槽の清掃

▼

建築物の撤去（除却）

▼

浄化槽使用廃止届

日向市では、以下の2社（許可業者）ですが、浄化槽の清掃はできません。
・(株)日向衛生公社（日向市全域）
・(有)都農衛生公社（日向市南部地区）

見積りが必要な場合は、上記の浄化槽許可業者にご相談ください。

浄化槽法第11条の3の規定に基づき、「浄化槽使用廃止届出書」の提出が義務付けられています。
・提出先：日向保健所

お問合せ
日向保健所衛生環境課環境対策担当：0982-52-5101 株式会社 日向衛生公社：0982-54-5111
市民環境部環境政策課：0982-53-2256 有限会社 都農衛生公社：0983-25-0149

(5) 関係機関及び団体との連携による適正管理の推進

令和7年10月、浄化槽適正管理推進活動の一環として、市内の商業施設において街頭キャンペーンを実施しました。（右写真）

今年度も、浄化槽の管理が未実施の住宅の個別訪問指導等も計画し、適正な浄化槽の管理について適宜、啓発活動を実施します。



(6) 財光寺汚泥処理場の修繕工事

将来的な運用の共同化を見据え、予算執行の適正化を図り、大規模な修繕工事は計画しておらず、運転に影響がある緊急的な設備の修繕を適宜実施します。